

「学校いじめ防止基本方針」

杉並区立阿佐ヶ谷中学校

はじめに

いじめは、決して許される行為ではありません。いじめられている子供がいた場合には最後まで守り抜き、いじめている子供にはその行為を許さず、毅然として指導していく必要があります。

いじめを防止するためには、すべての人々が子供のいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、また、こども自らも安心して豊かな社会や集団を築いていくことを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。

そこで、本校では、いじめ防止対策推進法第 12 条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な指針に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「学校いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定します。

この「基本方針」では、いじめ防止等の取組を学校全体で円滑に進めていくことを目指し、すべての子供たちの健全育成及びいじめのない学校の実現を方針の柱としています。

1 本校におけるいじめ防止のための基本姿勢

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対し、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒との一定の人間関係のある生徒から、心理的・物理的な影響（インターネットによるものも含む）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」をいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- ① 同一集団内で単独又は複数の成員が、人間関係の中で弱い立場に立たされた成員に対して、身体的暴力や危害を加えることや、心理的な苦痛や圧力を感じさせること。
- ② 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとし、いじめられている生徒がいじめだと感じているものはいじめとなる。

※ いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照

(2) いじめ問題に対する基本的な考え方と姿勢

すべての生徒は、かけがえのない存在であり健やかに成長していくことは本校のみならず社会全体の願いであり、豊かな社会の実現に向け最も大切なことである。

学校生活において、生徒同士の関係のみならず教職員等との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見することから、互いを認め合い誰もが安心して生活できる場所であることで、生徒は、温かい人間関係の中から自己実現を目指してのびのびと生活できる。しかし、ひとたび生徒たちの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、そこには子供たちの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。このため、いじめは生徒たちの健やかな成長を阻害する要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせる深刻な影響も与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次のように示す。

- ① 「どの学級にも、どの集団にも、どの生徒にも起こりうるものであるという基本的認識に立つ」
 - ・いじめを行った生徒に対して「いじめは人間としていかなる理由があろうとも絶対に許されない」という認識を徹底させる適切な指導を行なう。
- ② 「特定の生徒や特定の立場だけの問題とせず、学校全体で取り組む必要がある」
 - ・いじめを受けた生徒を徹底して守り通す。
 - ・日頃からいじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応する。
 - ・いじめを受けた生徒の心情に即して解決を図る。
- ③ 「いじめをなくすためには、学校、家庭、地域などがそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に連携し、取り組む必要がある」
 - ・学校、家庭、地域がともに手を携えて生徒を育てていくことを念頭に置き、いじめの問題の重大性と、「いじめは絶対に許されない」との認識に立って、社会全体が学校・家庭・地域社会の連携を推進する。

- ・再発防止のために、解決しても卒業するまで見届ける指導をする。
- ④ 「生徒自身が、安全で豊かな社会を築く主体者であることを自覚させ、いじめを許さない社会の実現に努める」
- ・自他ともに愛しみ、協働していく姿勢を高める指導を行う。
 - ・生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む指導を行う
- 以上のことを徹底する。

2 学校全体での取組み

(1) いじめの未然防止に関すること

○人権が尊重された学校づくり

いじめを未然に防止するためには、生徒自身がお互いを尊重し合い高め合い、いじめを許さない集団となることである。そのためには、日々の学校の教育活動全体において生徒の人権が尊重され、それぞれの生徒の自己実現につながる取組みとなるよう努める。

①学校は全教育活動を通して、生徒に「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度をとる。

- ・生徒と教職員、生徒相互の温かい人間関係づくりに努め、日常の学校生活におけるいじめのサインを受け止める指導体制を確立する。
- ・開かれた学校づくりの推進、地域社会との連携強化を図るために積極的な授業公開の実施やP T A活動等を実施する。

②一人ひとりを認める雰囲気づくりと、人権を意識した学級集団を作っていく。

- ・教職員間の情報交換を綿密に行い、生徒の様々な遊びや行動をしっかりと把握し、お互いの人格を認め合うことの大切さを指導する。
- ・生徒の自己実現が図れるよう、日々の授業の充実を図る。
- ・学級経営や生活指導の機能を充実し豊かな人間関係を育てる。
- ・生徒の思いやりの心をはぐくむ道徳教育の充実を図る。
- ・特別活動の充実（学校行事・生徒会活動）を図る。

③教師の人権感覚を一層磨き、「いじめのサイン」を確実に受け止めることのできる指導体制を作る。

- ・日常の学校生活での人間関係や心や行動の小さな変化に目を配るとともに、養護教諭やスクールカウンセラーとの連携を強化し、情報交換や意見交換の場を日常的に設定する。
- ・教師自ら、自分の言動と態度について自己評価に努める。
- ・校内研修や学年会議などの機会をとおして、教職員の言動と態度についての相互評価に努める。
- ・保護者や地域住民の意見や考えを取り入れ、日々の指導等の改善・充実に努める。
- ・日ごろから生徒の保護者に対して、いじめ等の悩みを受け付ける相談機関等について十分に周知するとともに、必要に応じて連携を図る。

(2) 校内体制に関すること

① いじめ問題対策委員会

- ・校内に「杉並区立阿佐ヶ谷中学校いじめ問題対策委員会」を位置づけ、いじめ防止や対応についての措置を実効的に行うため、管理職、主幹教諭、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、当該学年主任、学級担任、スクールカウンセラーを構成員とし、必要に応じてSSW（スクールソーシャルワーカー）や、警察官経験者（スクールサポーター）、子ども家庭支援センター職員等を加え、委員会を開催する。

② 生活指導部会

- ・校内必置分掌として生活指導部を置き、管理職及び生活指導主任、各学年の生活指導担当で構成する。
- ・毎週生活指導部会を開催し、校内の生活指導上の課題に関する情報交換、情報共有、指導内容等の協議を行う。

③ 校内委員会

- ・校内必置委員会として校内委員会を置き、管理職及び特別支援教育コーディネーター、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーで構成する。
- ・毎週校内委員会を開催し、校内の不登校・特別支援・いじめ等に関する情報交換、情報共有、指導内容等の協議を行う。

④ いじめ防止・早期発見に関すること

- ・生徒の豊かな情操と心の育成のため、すべての教育活動を通じ、人権教育・道徳教育及び体験的な活動の充実を図る。
- ・いじめを早期に発見するために、年間4回のアンケート調査を実施する。
- ・生徒及び保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する
- ・教職員に対し、いじめ防止に関する研修の実施等、資質向上と指導力の向上を図る。
- ・インターネット等を通じて行われるいじめに対しては、関係機関との情報収集や情報交換を行い、生徒や保護者への啓発を行う。
- ・いじめへの実態把握や適切な対応や措置を行うため、学校評価での位置づけを行う。

(3) いじめへの対応に関すること

- いじめを受けた生徒の安全確保を最優先し、その後、いじめを行った生徒への事情や心情等の聞き取りを行う。
- 重大事態発生となった場合には、速やかに杉並区教育委員会・済美教育センター・所轄警察署等に報告する。
- いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いのある行為には早急に対応し的確な指導を行う。
- いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送れるように、保護者と連携を取りながら最大限の措置を講ずる。
- いじめを行った生徒に対し、速やかにその行為をやめさせ事実確認とその行為の重大さを認識させるための継続的な指導を行う。
- いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめに係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。

○いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときには、杉並区教育委員会及び済美教育センター・所轄警察署等と連携して対応する。

○いじめを見ていたり、同調したりした生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせる。このために、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認させるとともに、いじめを受けた生徒の心情を深く考えさせ、心の痛みや悩みへの共感を育てることにつなげる。また、傍観者になっていた生徒に対しても、そのような行為がいじめを受けた生徒には、苦痛を増すだけでなく、孤独感や孤立感を強めることとなることを理解させる指導を行う。

○ネット上の不適切な書き込みや発信に対して、学校として問題の個所を速やかに確認し、被害生徒の人権を守るための適切な措置を講ずる。

○情報モラル教育を進め、生徒に情報の受け手および発信者としての必要な知識や能力の育成を図る。

3 いじめの早期発見に関すること

- 「いじめのサイン」を確実に受け止める。
 - ・いじめを受けた生徒の心理を考えた場合、いじめのSOSを出すだけのエネルギーを持っていないことも考慮する。
 - ・「いじめのサイン」に気付いたとき、親身になって話を聞き、いじめを受けた生徒の悩みを受け止め、支える。
 - ・学校内での「いじめのサイン」を教職員全員が押さえ、情報交換を密に行う。
 - ・いじめに関する校内アンケートを定期的実施し、早期発見に努める。

(1) いじめ発見のポイント

【表情・態度】

笑顔がなく沈んでいる。

ぼんやりとしていることが多い

視線をそらし目を合わそうとしない。

わざとらしくはしゃいでいる。

表情がさえず、ふさぎ込んで元気がない。

周りの様子を気にし、おどおどしている

感情の起伏が激しい。

いつも一人でいることが多い

【身体・服装】

体に原因が不明な傷がある。

けがの原因をあいまいにする。

顔色が悪く、活気がない。

登校時に、体の不調を訴える

寝不足で顔がむくんでいる。

服に靴の跡がある。

ボタンが取れていたり、シャツやズボンが破れたり裂けたりしている。

【持ち物・金銭】

かばんや筆箱などが隠される。

必要以上にお金を持っている

ノートや教科書などに落書きがある。

作品や掲示物にいたずらされる。

机や椅子が傷つけられたり、いたずらされる。

靴や上履きが傷つけられたり、いたずらされている。

【言葉・行動】

他の生徒からの言葉かけが全くない。 いつも一人でいたり、泣いていたりする。
登校渋りや、忘れ物が多くなってきた。 教室にいつも遅れて入ってくる。
職員室や保健室付近にすることが多い。 いつも人の嫌がる仕事をしている。
すぐに保健室に行きたがる。 家から金品を持ち出す。

【遊び・友人関係】

いつも遊びの中に入れない。 笑われたり冷やかされたりする。
友人から不快に思う呼び方をされている。 特定のグループと常に行動を共にする。
付き合う友人が急に変わり、友達のことを聞くと嫌がる。 よくケンカが起こる。
グループでの作業などに入れてもらえない。 暴力的な遊びにいつも参加させられる。
他の人の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。

【教員との関係】

教員と目を合わせなくなる。 教員とのかかわりや会話を避けようになる。

(2) いじめが発生した場合の早期対応に関すること

いじめを発見した場合は、全体への指導のみでなく、いじめを行った生徒、いじめを受けた生徒への個別の指導・対応を徹底する。

また、いじめを行った生徒、いじめを受けた生徒双方の保護者にいじめの実態や経緯等を連絡し、保護者に対しても協力を求める。

①暴力を伴う場合

《いじめを受けた生徒へ対応》

- つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」「絶対に守り通す」ことを約束し、生徒が安心して登校できるよう、心に寄り添った指導・対応に徹する。
- 身体的・精神的ダメージについての的確に把握し、迅速な回復を支援する。
- 休み時間や登下校の際も、教師による見守りを行い、被害が継続しない態勢を整える。
- いじめを受けた生徒本人に非がないことを伝え自信と安心感をもたせる。

《いじめを行った生徒への対応》

- いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を迅速かつ正確に把握し、具体的な根拠を示しながらいじめをやめさせる。
- いじめが相手をどれだけ傷つけ、苦しめているかを気付かせ、いじめをやめさせる。
- 他の生徒に危害が及ぶ恐れがある場合は、別室等で個別にいじめをやめさせる指導を行う。
- いじめの事実を正確に把握し、組織的に対応する。

《いじめを受けた生徒の保護者への対応》

- わが子を守り抜く姿勢を生徒に見せ、ひたすら生徒の話に耳を傾け、事実や心情を聞くよう伝える。

- いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。
- 情報の提供等、先々の見通しをもたせ、不安を取り除く。

《いじめを行った生徒の保護者への対応》

- 学校は、いじめを受けた生徒を守ることを第一に考えた対応を行うことを、明確に伝える。
- いじめを行った生徒を責めず、事実を具体的に聞き取るよう助言する。
- 事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くよう促す。

②暴力を伴わない場合

《いじめを受けた生徒への対応》

- つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」「絶対に守り通すこと」を約束し、生徒が安心して登校できるよう、心に寄り添った指導に徹する。
- 精神的ダメージについての的確に把握し、回復を支援する。
- 休み時間や登下校の際も、教師による巡回等、被害が継続しない態勢を整える。
- いじめを受けた生徒の内容や、つらい思いなどを親身になって聞くことにより安心感をもたせる。またスクールカウンセラー等との心のケアを行う。

《いじめを行った生徒への対応》

- いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を迅速かつ正確に把握し、具体的な根拠を示しながらいじめをやめさせる。
- いじめが相手をどれだけ傷つけ、苦しめているかを、いじめを受けた生徒の気持ちに着目させて気付かせ、いじめをやめさせる。
- いじめの事実を組織的な対応の下、迅速かつ正確に把握し、事実を整理する。

《いじめを受けた生徒の保護者への対応》

- わが子を守り抜くという姿勢を生徒に見せるよう伝える。
- ひたすらわが子の話に耳を傾け、先入観をもたずに具体的な事実や心情を聴くよう助言する。
- いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。

《いじめを行った生徒の保護者への対応》

- 学校は、いじめを受けた生徒を守ることを第一に考えた対応を行うことを、明確に伝える。
- いじめを行った生徒を責めず、事実を具体的に聞き取るよう助言する。
- 事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くよう促す。

③行が見えにくいいじめの場合

《いじめを受けた生徒への対応》

- いじめについて自ら訴えてきたことを温かく受け止める。
- 辛く苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」「絶対に守り通すこと」を約束し、生徒が安心して登校できるよう、心に寄り添った指導に徹する。
- 精神的・身体的ダメージについての的確に把握し、回復を支援する。
- 休み時間や登下校の際等、教師による見守りを行い、被害が継続しない態勢を整える
- いじめを受けた生徒のいじめの内容や、つらい思いなどを親身になって聞くことにより安心感をもたせる。

- いじめを受けた生徒自身は何も悪くないことを伝え、自信をもたせる。
- いじめが原因で登校できない場合、保健室等別室での学習機会の確保に努め、二次的な不利益が生じないように対策をとる。
- 別室登校等も難しい状況の場合、生徒への家庭訪問を行い、学習プリントや便り等を持参するなどして、学校と生徒の関係が切れていない感覚を持たせる。

《いじめを行った生徒への対応》

- いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を迅速かつ正確に把握し、具体的な根拠を示しながらいじめをやめさせる。
- いじめが相手をどれだけ傷つけ、苦しめているかを、いじめを受けた生徒の気持ちに着目させて気付かせ、いじめをやめさせる。
- 組織的な対応の下で、いじめの事実を迅速かつ正確に把握し、事実を整理する。
- いじめを行ったことを示す決定的な証拠がない場合、いじめへの関与について認めないことが想定される。その場合、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした姿勢で、組織的に指導に臨み、いじめを行った生徒の話と周囲の生徒との矛盾や、話の一貫性等をもとに事実を認めさせるまた、いじめを受けた生徒の気持ちに気付かせる。

《周囲の生徒への対応》

- 傍観することはいじめに加担することと同じであることを考えさせ、いじめをうけた生徒の苦しみを具体的に理解できるよう指導する。
- いじめは「絶対に許されない」という毅然とした態度を示し、いじめを発見したら、教職員や友だちに知らせて、すぐにやめさせることを徹底する。
- 友達の言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。
- 一人一人をかけがえのない存在として尊重し、温かな人間関係を築くとともに安心して生活できるようにする。

《いじめを受けた生徒の保護者への対応》

- わが子を守り抜くという姿勢を生徒に見せるよう伝える。
- ひたすらわが子の話に耳を傾け、先入観をもたずに具体的な事実や心情を聴くよう助言する。
- いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。
- 解決に向けた具体的な取組みについて、「いつまで」「何を」「どのように」「どの程度」行うかを学校から示し、保護者の同意の下で計画的にいじめの問題解決に向けた取組みに当たる。
- いじめを受けた生徒の保護者からの学校への要求については誠意を持って対応するが、学校としてできることと、できないことは明確に伝え、過度の期待を持たせないようにする。

《いじめを行った生徒の保護者への対応》

- 学校は、いじめを受けた生徒を守ることを第一に考えた対応を行うことを、明確に伝える。
- いじめの解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。
- いじめを行った生徒を責めず、事実を具体的に聞き取るよう助言する。

- 事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くよう促す。
- いじめを行った生徒の保護者から、生徒を加害者扱いすることについての苦情が学校に対して寄せられることが想定されるが、生徒から「いじめを受けた」という訴えがあった場合、学校はいじめを受けた生徒の立場で対応することを明確かつ毅然と伝える。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

いじめにより被害を受けた当該生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、いじめを受けた生徒の状況に着目し、例えば、

- 生徒が自殺を企図した場合
- 生徒の身体に重大な損害が生じた場合
- 生徒の金品等に重大な損害が生じた場合
- 生徒の精神に疾患を発症した場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- 生徒、保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

などのケースが想定される。

よって、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分に把握したうえで、判断を行い、報告・調査にあたる。

(2) 重大事態の発生の場合

- 重大事態と思われる案件が生じた場合には、速やかに杉並区教育委員会・済美教育センター・所轄警察署に報告する。
- 教育委員会と協議の上、教育委員会の附属機関である「杉並区いじめ問題対策委員会」が、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係の他の必要な情報も適切に提供する。
- いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と協議の上、在籍生徒や教職員に対する質問紙による調査や聞き取り調査を行う。
- 情報発信や報道対応については、プライバシーの配慮の上、正確で一貫した情報提供に努める。

5 いじめ防止への年間計画

| 月 | 情報収集・生徒理解 | | 指導・啓発活動 | 対策会議 校内研修 | その他 |
|-----|---------------------|--------------|-----------|---------------------------|----------|
| | 年間を通して、校内委員会・生活指導部会 | | | | |
| 4月 | | | 道徳・学級活動① | 校内研修会で基本方針の確認。生徒に関する情報交換。 | セーフティー教室 |
| 5月 | | SCによる面接（1年生） | | 校内研修会① | |
| 6月 | アンケート①（全生徒） | SCによる面接（1年生） | ふれあい月間 | アンケート結果への対応 | |
| 7月 | | 面談期間（全学年） | | 校内研修会② | |
| 8月 | | | 区内生徒会サミット | | |
| 9月 | アンケート②（全生徒） | | 道徳・学級活動② | アンケート結果への対応 | |
| 10月 | | 面談期間（3年生） | | 基本方針の評価・反省 | |
| 11月 | アンケート③（全生徒） | | ふれあい月間 | アンケート結果への対応 | |
| 12月 | | 面談期間（全学年） | | 校内研修③ | |
| 1月 | | | 道徳・学級活動③ | | |
| 2月 | アンケート④（全生徒） | | ふれあい月間 | アンケート結果への対応 | |
| 3月 | | | | 年度評価 次年度計画 | |

生徒へのアンケートは3年間保管するものとする。

（平成29年9月改定）